

環境アセスメント検定 生活環境編③

2018年 5月ver. 1.00

発行 環境アセスメント学会
<http://www.jsia.net>

環境アセスメント学会

はじめに

環境アセスメント学会では、環境アセスメントに関心を持っているさまざまな分野の研究者や実務家などが交流して、環境アセスメントの学術・技術的發展と普及、国民各層の理解促進、適正な実施の推進、持続可能な社会の構築に寄与することを目的として活動を行っています。

「環境アセスメント検定」は、日頃、環境問題に関心のある市民や学生の方々が、これまでのご自身の経験や知識について「環境アセスメント」の観点からどの程度理解しているかを自己判断するための検定です。

ここに挙げた問題は50問であり、多岐にわたる環境アセスメントの一部ではありますが、今後とも問題を追加して行く予定としていく予定です。この検定を通して、いろいろな事業に皆さまの関心が深まり、その言動を通じて、事業がより「持続可能な環境配慮した事業」になれば幸いです。

目次

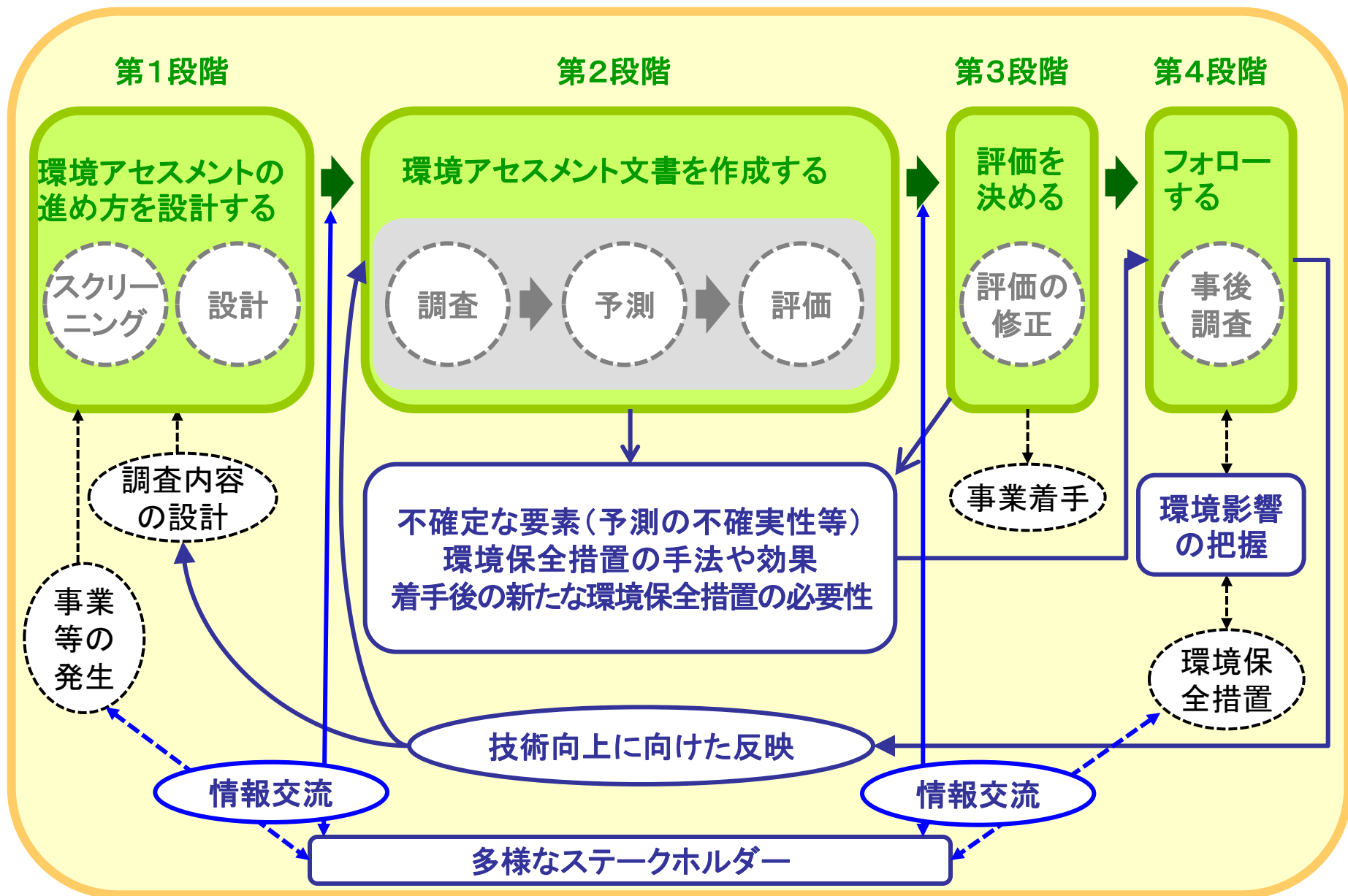
はじめに
環境アセスメントの流れ

【問題】
【回答用紙】
【参考資料】

この冊子の目的:

1. 産学官民が集まった環境アセスメント学会として、本来あるべき環境アセスメントの理解・普及・発展を図る。
2. 環境アセスメントに携わる事業者、実務者、行政担当者、環境審査会メンバーなどの専門家、市民・NGOに基本的な情報を示す。
3. 環境を学ぶ学生の学習資料としての役割も果たす。
4. 冊子に対する意見も期待する。それを踏まえて、内容の充実を図る。

環境アセスメントの流れ



【問題】生活環境編③

問1：環境基準とは、環境基本法（1993）の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標で、人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である。

(1) ○ (2) ×

問2：環境GISとは、国内の環境の状況について、地理情報システムを用いて提供するシステムをさす。そこには、大気汚染常時監視結果、公共用水域水質測定結果、自動車騒音常時監視結果などがある。

(1) ○ (2) ×

問3：大気汚染の発生源の形態は、固体発生源と移動発生源とに大別される。

(1) ○ (2) ×

問4：我が国の大気質が全体として改善の傾向にあり、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素および浮遊粒子状物質については、環境基準の達成率が100%に近い水準である。

(1) ○ (2) ×

問5：住宅地等の生活空間の大気質に係る状況把握については、事業実施区域に最も近い一般環境大気測定局データで対応し、周辺の複数局のデータは、それほど重要でない。

(1) ○ (2) ×

問6：大気質との関連が大きい気象観測データは、気象台・測候所や常時監視観測局、学校、市役所などの公共施設において行われている。

(1) ○ (2) ×

問7：煙突が排出源である場合、その高さに応じて最大着地濃度距離が異なり、調査の対象範囲も広がる。

(1) ○ (2) ×

問8：悪臭に関しては、悪臭防止法に基づき、工場・事業場からの排出される悪臭の規制が行われている。複合悪臭等の都市型の悪臭問題にも規制が行われている。

(1) ○ (2) ×

問9：水環境を水循環という視点で捉えることも重要である。

(1) ○ (2) ×

問10：水質汚濁物質で環境基準が設定されている生活環境項目には、大腸菌群数、シアン化合物が含まれる。

(1) ○ (2) ×

【問題】生活環境編③

問11：水質汚濁の主な発生源には、都市排水、工業排水、鉱業排水、農業排水、建築工事、その他がある。そのうちの建築工事には、土地造成、浚渫・埋立てが含まれるが、トンネル掘削、ポーリングは含まれない。

(1) ○ (2) ×

問12：陸水域に係る調査対象地域の設定に当たっては、まず流域の観点から調査対象となる地域を設定する。

(1) ○ (2) ×

問13：海域の調査範囲の設定では、湾単位や岬等で区切られた水域など、できるだけ物理的に区切られた地域や、その水域への流入河川流域を調査対象として設定する。

(1) ○ (2) ×

問14：環境基準が設定されている水質項目は、環境基準点において都道府県において常時監視が行われているほか、一級河川の主要水系においては環境省、農水省による測定が行われているので、これらの測定データを収集・整理する。

(1) ○ (2) ×

問15：公共用水域水質データの管理は、環境省の水・大気局である。

(1) ○ (2) ×

問16：水文水質データの管理は、農林水産省である。

(1) ○ (2) ×

問17：日本海洋情報データの管理は、海上保安庁である。

(1) ○ (2) ×

問18：水質は、生態系の重要な基盤であり、水質単独で環境影響評価を行う場合に、表層の水質や溶存酸素量の評価を行うことで水域の生態系の評価もできる。

(1) ○ (2) ×

問19：土壌汚染状況調査の結果、土壌の汚染状態が指定基準に適合していない土地については、都道府県知事が要措置区域または形質変更時要届出区域として指定し、これを公表することが定められている。

(1) ○ (2) ×

問20：地盤に係る環境影響評価に際しては、地盤沈下のほか、地滑り・斜面崩壊がその評価対象で、液状化・地盤陥没の評価はその対象でない。

(1) ○ (2) ×

【問題】生活環境編③

問21：土壤汚染が発生することによる周辺への影響評価は、人の健康、生活環境、生態系への影響なども含まれるため、土地利用や水系など地域の状況を十分に踏まえた影響評価が必要である。

(1) ○ (2) ×

問22：土壤汚染に関する調査として、現状における土壤汚染の可能性の検討のため、過去・現在における工場・事業場等の存在、農地使用、埋立・盛土用材の出自等の「土地の履歴」の把握が重要である。

(1) ○ (2) ×

問23：土壤汚染対策法に基づく手続きにて都道府県知事は土壤汚染の調査を指示することができるため、このような関連する他制度と連携・調整を図り、例えば環境影響評価手続きにおいてはこれら制度に基づく対応内容について明らかにし、必要に応じて事後調査の中で土壤汚染に関する詳細な調査や対策の検討等を行うことも考えられる。

(1) ○ (2) ×

問24：土壤汚染に関する予測は、土壤汚染物質が揮発性有機化合物(第一種)と重金属(第二種)、農薬等(第三種)に大きく区分され、それぞれの物質の土壤・地下水での移動特性等が異なることを理解した上で行うことが重要である。

(1) ○ (2) ×

問25：重金属に関する汚染土壤の直接摂取防止を目的とした環境保全措置に関して、当該土壤の掘削除去だけでなく、舗装や盛土を行うことも措置となる。

(1) ○ (2) ×

問26：自然地盤としては、岩石地盤、土砂地盤、軟弱地盤などに分類され、人工地盤としては、盛土や埋立地がある。

(1) ○ (2) ×

問27：騒音に関しては、航空機騒音に係る環境基準について改正され、現在の騒音指標は時間帯補正等騒音レベルである「Lden」である。

(1) ○ (2) ×

問28：超低周波音の問題とは、一般に人が聞くことができる音の周波数範囲(20~20kHz)より低い20Hz以下の周波数の音波が、場合によりガラス窓や戸、障子等を振動させたりする現象である。

(1) ○ (2) ×

問29：振動の調査・予測・評価は、住宅建築物内外も対象となっている。

(1) ○ (2) ×

問30：振動に係る地域特性の把握には、自然的状況・社会的状況についても整理が必要である。

(1) ○ (2) ×

【問題】生活環境編③

問31：日影規制の対象区域外（例えば、商業地域）にある高さが十メートルを超える建築物で、冬至日において、日影規制の対象区域内の土地に日影を生じさせるものは、当該対象区域内にある建築物とみなして規制の対象となる。

(1) ○ (2) ×

問32：日影を調査・予測・評価する対象事業は、高層建築物のみである。

(1) ○ (2) ×

問33：地域特性の把握として、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況について調査する。配慮施設としては、一般的に、学校、病院、住宅、文化財保護法等で指定された文化財及びこれらに類する施設等が該当する。

(1) ○ (2) ×

問34：日照障害に係る予測条件として、計画建築物等の配置・形状・高さが必要となる。

(1) ○ (2) ×

問35：時刻別日影図とは、一般的に8時から16時までの1時間ごとの日影線を図示する。

(1) ○ (2) ×

問36：風害とは、強風により生じる被害の総称であるが、環境アセスメントで対象とする風害は、高層建築物や大規模工作物などの建設に伴う施設近傍の風環境の変化の程度を予測することが一般的である。

(1) ○ (2) ×

問37：市街地におけるビル風の調査は、現地測定を1年間行うことが一般的である。

(1) ○ (2) ×

問38：瞬間風速とは、概ね2～3秒の短時間の風速を示す。

(1) ○ (2) ×

問39：電波障害に関する地域特性の把握として、テレビ電波の受信状況やテレビ電波の送信状況、高層建築物及び住宅等の分布状況、地形の起伏、台地、崖地等地形の状況について調査する。

(1) ○ (2) ×

問40：電波障害に係るテレビ電波の強度の調査は、電波測定車等を使用する路上調査により行うことが一般的である。

(1) ○ (2) ×

【問題】生活環境編③

問41：電波障害に係るテレビ電波障害の環境保全のための措置として、共同受信施設の設置や、ケーブルテレビ（CATV）への加入、アンテナの改善や増幅器を活用する方法などから、適した方法が採用されることが一般的である。

(1) ○ (2) ×

問42：建物等の建造物により電波が遮られることに伴う電波障害を、しゃへい障害と呼ぶ。

(1) ○ (2) ×

問43：循環型社会形成推進基本法において、廃棄物とは、ゴミ、粗大ゴミ、燃え殻、污泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの」と定義されている。

(1) ○ (2) ×

問44：廃棄物等に関する環境影響評価は、事業の実施に伴う廃棄物等の発生量の把握と、その発生予測性のための環境保線措置の検討に加え、発生した廃棄物等の最終処分量等を把握することとされている。

(1) ○ (2) ×

問45：廃棄物等の最終処分量を適切に把握し、回避・低減の観点から評価するためには、対象事業からの廃棄物等の発生量のみでなく、中間処理施設による減容化や再資源化施設による再生利用を含め、最終処分量を削減するための環境保全措置を検討する必要がある、廃棄物等について把握する範囲（＝システム境界）の設定が重要となる。

(1) ○ (2) ×

問46：廃棄物等に関する地域特性の把握は、主に地域における計画・目標や処理状況となるため、地域特性の把握の範囲は事業実施区域の位置する地方公共団体、あるいは廃棄物等の処理を一括して行う範囲等を勘案して設定する。

(1) ○ (2) ×

問47：温室効果ガスは、地球環境保全のため環境負荷の量を把握することが適切である。最終的に地球規模の変化をもたらす、全地球の環境に影響を与える可能性があるが要因と結果の間には、時間的・空間的な隔りがあるという特徴を有する。

(1) ○ (2) ×

問48：温室効果ガスであるメタンの主な排出源の例として、燃料の燃焼、廃棄物処分場、下水処理場がある。

(1) ○ (2) ×

【問題】生活環境編③

問49：温室効果ガスの評価目標は、国や地方公共団体における環境基本計画や地球温暖化対策等の計画の削減目標との整合性も検討することが必要である。

(1) ○ (2) ×

問50：温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化窒素、ハイドロフルオカーボン(HFC)、パーフルオカーボン(PFC)、六ふっそ化硫黄が含まれる。

(1) ○ (2) ×

【回答用紙】生活環境編③

問題	回答
問 1	
問 2	
問 3	
問 4	
問 5	
問 6	
問 7	
問 8	
問 9	
問10	
得点	/10

問題	回答
問11	
問12	
問13	
問14	
問15	
問16	
問17	
問18	
問19	
問20	
得点	/10

問題	回答
問21	
問22	
問23	
問24	
問25	
問26	
問27	
問28	
問29	
問30	
得点	/10

問題	回答
問31	
問32	
問33	
問34	
問35	
問36	
問37	
問38	
問39	
問40	
得点	/10

問題	回答
問41	
問42	
問43	
問44	
問45	
問46	
問47	
問48	
問49	
問50	
得点	/10

合計 点

- ・ 45～50点 = 「S」
- ・ 40～44点 = 「A」
- ・ 35～39点 = 「B」
- ・ 30～34点 = 「C」
- ・ 30点未満 = 「D」 解説を読んで再度チャレンジしましょう

【参考資料】

- ・ 環境アセスメント用語集
<http://www.env.go.jp/policy/assess/6term/index.html>
- ・ 環境アセスメント制度のあらまし
http://www.env.go.jp/policy/assess/1-3outline/img/panph_j.pdf
- ・ 環境アセスメントを活かそう「環境アセスメントの心得」
http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/kokoroe_2.01.pdf
- ・ 環境アセスメント 技術指針ってな～に？「技術指針かしこい使い方」
http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/kasikoitukaikata.pdf
- ・ 環境アセスメント図書を 読み解く「準備書どのように作られている？」
http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/sasshi_junbi.pdf
- ・ 環境アセスメント審査会ってな～に？
「環境アセスメント審査会のあり方」
http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/na-ni2.pdf
- ・ 環境アセスメントにおける調査ってな～に？
「調査の在り方～事後調査を中心に～」
http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/na-ni1.pdf
- ・ 適切な環境配慮を組み込むために 「環境アセスメントにおける 情報交流の基本」
http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/jouhoukouryuu.pdf
- ・ スモールアセスの勧め「自主アセス・ミニアセスなどを中心に」
http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/small.pdf
- ・ 環境アセスメント学の基礎（環境アセスメント学会 編）
出版社：恒星社厚生閣
http://www.jsia.net/4_publishing/10th/title.pdf
- ・ EICネット
<http://www.eic.or.jp/>
- ・ 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 （社）日本環境アセスメント協会

環境アセスメント検定
生活環境編③
(正解・解説)

2018年 5月ver. 1.00

発行 環境アセスメント学会

<http://www.jsia.net>

環境アセスメント学会

【正解】生活環境編③

問題	正解	解説・出典
問1	○	出典：EICネット、環境省ホームページ
問2	○	
問3	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会 p6～13
問4	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会 p6～13
問5	×	対象地域の地域特性を把握するためには、周辺の複数局のデータも重要である 出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会 p69
問6	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会 p69
問7	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会 p68

問題	正解	解説・出典
問8	×	複合悪臭等の都市型の悪臭問題にも対応できるような取組みが進められている 出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会 p6～13
問9	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会p161～162
問10	×	シアン化合物は、水質汚濁防止法による排出基準に指定されている 出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会 p168
問11	×	トンネル掘削、ボーリングも含まれる 出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会 p166
問12	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会p161～162

【正解】生活環境編③

問題	正解	解説・出典
問13	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会p161～162
問14	×	環境省、農水省による測定でなくて、国土交通省がおこなっている 出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会 p163～64
問15	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会p164
問16	×	農林水産省でなくて、国土交通省・国土保全局である 出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会p164
問17	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会p164
問18	×	表層だけでなく、底層の水質や溶存酸素量も含んで予測評価することが重要である 出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会 p163～64

問題	正解	解説・出典
問19	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会p264
問20	×	液状化・地盤陥没これら全て含む 出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会p6～13
問21	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会p6～13
問22	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会p264
問23	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会p269
問24	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会p271

【正解】生活環境編③

問題	正解	解説・出典
問25	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社) 日本環境アセスメント協会 p272
問26	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社) 日本環境アセスメント協会 p6～13
問27	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社) 日本環境アセスメント協会 p6～13
問28	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社) 日本環境アセスメント協会 p6～13
問29	×	住宅建築物内は対象となっていない。
問30	○	出典：環境省技術ガイド

問題	正解	解説・出典
問31	○	対象区域外にある高さが十メートルを超える建築物で、冬至日において、対象区域内の土地に日影を生じさせるものは、当該対象区域内にある建築物とみなして、規定を適用する。 参考：建築基準法第五十六条の二
問32	×	建築物や高架道路、高架鉄道等の工作物の設置により日影が生じると予測される場合に選定し、日影の影響の生じる範囲や程度について予測する。 参考：東京都環境影響評価技術指針
問33	○	参考：東京都環境影響評価技術指針
問34	○	出典：平成18年度 環境アセスメント実務研修会 テキストI 生活環境
問35	○	参考：建築基準法第五十六条の二
問36	○	
問37	×	管区气象台のデータをもとに、地域を代表する風とすることが一般的である。
問38	○	
問39	○	参考：東京都環境影響評価技術指針

【正解】生活環境編③

問題	正解	解説・出典
問40	○	参考：東京都環境影響評価技術指針
問41	○	
問42	○	参考：一般社団法人日本Catv技術協会ホームページ http://www.catv.or.jp/jctea/research/estimate/index.html
問43	×	この定義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における定義で、循環型社会形成推進基本法の定義では、「廃棄物」ならびに「一度使用され若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理もしくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品」とされている。 出典 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会 p14～15
問44	○	環境アセスメント技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷p276
問45	○	環境アセスメント技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷p276

問題	正解	解説・出典
問46	○	環境アセスメント技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷p274
問47	○	環境アセスメント技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷p14
問48	○	環境アセスメント技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷p15
問49	○	出典：環境アセスメント実務テキスト、生活環境、平成19年
問50	○	出典：環境アセスメント実務テキスト、生活環境、平成19年